

第二号様式（第56条関係）（平20国交令6・全改）

表

85ミリメートル		第 号
写 真	立 入 検 査 員 証	
	官 職	
	氏 名	
	生年月日	
モーターボート競走法第61条第2項の規定による検査員の証		
年 月 日 発行		
年 月 日 限り有効		
国土交通大臣（地方運輸局長） （運輸監理部長）		印

53ミリメートル

裏

モーターボート競走法抜粋

第61条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、施行者、競走実施機関、船舶等振興機関、競走場設置者若しくは場外発売場設置者に対し、競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは競走場若しくは場外発売場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第64条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、国土交通省令の定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に行わせることができる。